

事業主(給与支払者)の皆さまへ

個人住民税・森林環境税の徴収方法は原則すべて「特別徴収」です。
(広島県内一斉に適正実施を行っています。)

③「普通徴収」として取り扱う場合には、必ず**普通徴収切替理由書**及び
給与支払報告書(個人別明細書)の摘要欄へ特別徴収ができない
理由の**記号及び略号**の記入が必要となります。

普通徴収切替理由	記号	略号
退職者・5月末日までに退職予定の方 (休職者を含む。)	A	退職等
給与の支給額が少なく、特別徴収しきれない方 (給与支払額が106万5千円以下で 市県民税が非課税となる見込みの方)	B	少額
給与が毎月支給されない方 (不定期支給)	C	不定期
他の事業主から特別徴収されている方 (乙欄該当者)	D	乙欄
従業員が2人以下の事業所で、特別徴収が 困難な方	E	少人数

④ 理由書の提出及び給与支払報告書(個人別明細書)の摘要欄への
記号及び略号の記入がない場合は、原則「特別徴収」として取り扱います。

⑤ エルタックスで提出される場合も、特別徴収ができない対象者は摘要欄に、
普通徴収の切り替え理由を示す記号及び略式の記載が必要です。

【給与支払報告書の綴り方】

給与支払報告書(総括表)

！特別徴収(仕切紙)は無くなりました。

給与支払報告書(個人別明細書)※特別徴収者

普通徴収切替理由書(兼仕切紙)

給与支払報告書(個人別明細書)※普通徴収者

1/20(火)までの早期提出にご協力をお願いします！



指定番号

--	--	--	--	--	--	--	--

普通徴収切替理由書

(兼仕切紙)

普通徴収として取り扱う給与受給者の人数と切替理由
ごとの内訳は次のとおりです。

普通徴収切替理由	記号	略号	人数
退職者・5月末日までに退職予定の方 (休職者を含む。)	A	退職等	人
給与の支給額が少なく、特別徴収しきれない方 (給与支払額が106万5千円以下で 市県民税が非課税となる見込みの方)	B	少額	人
給与が毎月支給されない方 (不定期支給)	C	不定期	人
他の事業主から特別徴収されている方 (乙欄該当者)	D	乙欄	人
従業員が2人以下の事業所で、特別徴収が 困難な方	E	少人数	人
普通徴収対象者 報告人数(合計)			人

給与支払者名